

当院における感染管理体制と 基本的活動事項について

横須賀市立総合医療センター 管理者

2013年11月30日 第1版
2025年11月27日 第4版

感染管理体制と基本的活動事項

組織体制

- ・当院は、院内感染対策のための委員会(以下、感染対策委員会)を設置し、定期的に開催し、感染制御を通じて地域社会への貢献を目指します。
- ・感染制御室は、病院管理者の直轄にあり、感染制御医(ICD)と感染管理認定看護師(専従ICN)、専任の臨床検査技師、薬剤師とともに、院内における感染予防と発生の制圧を目的に活動しています。

院内感染対策のための指針の策定

- ・患者や医療従事者への感染制御策を効率よく実施するために、全施設で活用できる総合的な院内感染対策マニュアルを整備しています。
- ・また、科学的根拠に基づいた制御策を採用し、必要に応じて部門ごとの特異的対策を盛り込み、定期的に指針の見直しや更新を行っています。

院内感染対策のための委員会の開催

- ・当院の感染対策委員会は、毎月1回定期的に会議を行い、院内外における感染症の発生状況などに関する情報管理と対応を行っています。
緊急時には、臨時会議を開催し、速やかに対応しています。

院内感染対策の実施

- ・医療従事者がすべての場面において院内感染対策を実践できるように手洗いや手指消毒、マスクの着用などの標準予防策と感染経路別予防策の徹底を図り、医療関連感染の制圧に努めています。
- ・また、各部門における感染関連の相談に応じ、感染対策を援助し、解決に導きます。更に、様々な感染症のアウトブレイク時には緊急対応を行っています。

感染症の発生状況の報告と院内感染対策推進を目的とした改善のための方策の実施

- ・臨床検査部より提供される微生物検査結果をもとに、アウトブレイクの早期発見と制圧を図ります。また、散発的な感染症や耐性菌の発生状況についても把握し、抗菌薬が適切に使用されているかなどの監視を行って、耐性菌の出現の抑制に努め、適切な抗菌薬の選択など抗菌薬の適正使用を推進しています。
- ・様々な医療処置を適切に管理するために、感染症の発生状況を継続的に観察・分析して緊急対応を速やかに行い、安全なケアの提供に努めています。

従業者に対する院内感染対策のための 健康管理と研修の実施

- ・医療従事者の健康管理は、患者安全の第一歩です。
感染制御室は、健康管理医と協力して、すべての医療従事者の健康管理に努めます。感染症の抗体価検査などを行い、必要に応じてワクチン接種や感染症への対応を行っています。
- ・毎年冬季には、インフルエンザ対策としてワクチン接種の推進や、手洗い、咳エチケットなどの啓発を行っています。
- ・全職員を対象とした感染関連研修会の開催や、臨床での感染症対応トレーニングを行い、職員自身の啓発と感染防止に取り組んでいます。

地域の医療機関との連携

院内感染対策のさらなる充実を図るため、院内の感染対策体制の整備、職員教育の実施、感染症発生時の迅速な対応体制の強化を継続的に進めております。

さらに、保健所や地域の医療機関と連携して、専門的な助言を受けながら最新のガイドラインや地域の感染動向に基づく情報共有を行い、定期的な意見交換や実地的なチェック、指導を通じて、当院の感染対策の評価・改善につなげております。

また、抗菌薬適正使用支援チームによる抗菌薬適正使用推進のための相談を受ける体制も有しております。